

●香川県告示第354号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、平成12年6月23日善土指道第9号（平成12年香川県告示第460号）で行った道路の位置の指定を次のように変更して指定した。

平成29年12月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年11月27日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 善通寺市原田町字四条532番1、534番1の一部、534番4の一部、535番1の一部、535番2、536番1の一部、536番2及び同地先水路
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.20メートル、5.00メートル及び5.36メートル
延長 93.36メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。